

不動産の



南海トラフ巨大地震対策計画中間

とりまとめの公表(国土交通省)

国土交通省は南海トラフ巨大地震対策計画の

中間とりまとめを行いました。(抜粋)

【南海トラフ巨大地震が 発生した場合の国家的危機】

- 南海トラフ巨大地震(M9クラス)により広範囲に甚大な被害が発生するおそれがあることを内閣府が公表している。
- 南海トラフ沿いでは100~150年程度の周期で大規模地震(M8クラス)による大きな被害が発生しており、近い将来、同程度の地震が発生するおそれがある。
- 巨大地震が発生した場合には、甚大かつ広域的な人的・物的被害が発生し、我が国の国民生活や経済活動に極めて深刻な影響をもたらす国家的危機が想定される。

【対策計画の意義・位置づけ】

- 本計画は、南海トラフ巨大地震による国家的な危機に備えるべく、多くの社会資本の整備・管理や交通政策、海上における人命・財産の保護等を所管し、また全国に多数の地方支分部局を持つ国土交通省として、広域的見地や現地の現実感を重視しながら、国土交通省の総力を挙げて取り組むべきリアリティのある対策をまとめるものであり、今後策定される南海トラフ巨大地震に関する政府全体の行動計画に合わせて、最終的にとりまとめていく。

【対象とする地震】

- 本計画では、「何としても人命を守る」との観点を基本とし、南海トラフ巨大地震(M9クラス)を想定しながら対策をとりまとめている。
- 施設整備等については、比較的発生頻度の高い地震(M8クラス)を前提とした対策が基本となるが、施設の重要性・目的等によっては、最大クラスの地震・津波等を念頭に置いた整備も必要である。

【巨大地震の発生に備え戦略的に 推進する対策】*強い揺れへの備え

- (1)住宅、建築物、宅地の耐震化等
 - 南海トラフ巨大地震では、中部地方から九州地方にかけての太平洋沿岸部を中心に震度7という強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約134.6万棟発生すると想定されている。そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。
 - ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、平成27年の耐震化率9割の目標達成に向け耐震化を促進する。
 - ・災害時に帰宅困難者・負傷者等を収容するための拠点となる建築物について、施設整備・機能強化を促進する。
 - ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、P波感知型地震時管制運転装置の設置を普及促進する。
 - ・天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための基準強化、既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。
 - ・宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を推進する。
- (2)公共施設の耐震化等
 - 発災後、公共施設等がいかにも迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また耐津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた

活動を左右する、極めて重要な要素である。そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に南海トラフ巨大地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- ・津波の遡上等から地域を守るため、河川・海岸堤防、水門・樋門、砂防施設等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。
- ・発災後の国民の生活を1日も早く日常に戻すため、下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。
- ・発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早いサプライチェーンの回復による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。
- ・発災時の利用者等の安全を確保する他、発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化を推進する。

○また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。

- ・想定する揺れに対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づいた的確な修繕を実施する。
- ・その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。

コラム

みなし道路

幅が4m未満の道路であって、建築基準法第42条第2項の規定により、道路であるものと「みなす」ことにされた道路のことをいいます。その法律の条項の名称を取って「2項道路」とも呼ばれます。建築基準法第43条では、建築物の敷地は「建築基準法上の道路」に2m以上の長さで接していなければならないと定めています。ここでいう「建築基準法上の道路」は、原則として幅が4m以上あることが必要とされています(建築基準法第42条第1項)。しかしながら、わが国の現況では、幅が4m未満の道が多数存在しているため、下記の1.~3.の条件を満たせば、その道を「建築基準法上の道路とみなす」という救済措置が設けられています(建築基準法第42条第2項)。

- 1.幅が4m未満の道であること
- 2.建築基準法が適用された際にその道に現に建築物が立ち並んでいたこと
- 3.特定行政庁(知事や市長)の指定を受けたことでの救済措置による道路のことでこれを、その条文名をとって「2項道路」と呼んでいます。こうした2項道路に面している土地については、「道路中心線から2m以内には建築ができない」という制限=セットバックがあるので注意が必要です。

お勧めの一冊

TEDトーク 世界最高のプレゼン術

著者:ジェミー・ドノバン 中西真雄美 訳
出版社:新潮社 価格:¥1,260-(税込)

TEDを御存知ですか。TEDとは、テクノロジー、エンターテインメント、デザインの3つの分野から心を動かされるようなアイデアを紹介し、広めていくことを目的とした非営利組織です。そして、TEDトークとはビル・ゲイツやアル・ゴア等の世界の著名人が各分野で最高のプレゼンテーションをするイベントです。まさに世界を変えるイベントです。そして、本書はこのTEDトークを分析し、ビジネスでの様々な場面で使用できるテクニックとして記したものです。例えば、聴衆が最も注意を傾けているのは、スピーチが始まって最初の10秒から20秒間・キャッチフレーズは3回繰り返す・小学6年生が理解できるレベルの言葉を使う・エゴを見せてはいけない。ほんの少しでも自己宣伝の匂いがすれば、聴衆は興味を失う・聴衆は、あなたのプレゼンがうまくいってほしいと思っている等々、聴衆の心を魅了するテクニックが満載です。最近では、特に素晴らしいTEDトークをスーパープレゼンテーションという番組としてNHKのテレビ番組でも放送しています。プレゼンターにはTEDのビデオを観ると併せて、お勧めの一冊です。



チャレンジ25キャンペーン <http://www.challenge25.go.jp/>

株式会社円昭のスタッフは6つのチャレンジを実行します。

- Challenge1
エコな生活スタイルを選択しよう
- Challenge2
省エネ製品を選択しよう
- Challenge3
自然を利用したエネルギーを選択しよう

- Challenge4
ビル・住宅のエコ化を選択しよう
- Challenge5
CO2削減につながる取り組みを応援しよう
- Challenge6
地域で取り組む温暖化防止活動に参加しよう

株式会社 円昭
〒466-0031
名古屋市昭和区紅梅町3-3
TEL:052-841-2701
FAX:052-841-4301
mail@enshow.com
<http://www.enshow.com>